

四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 趣旨

国においては、人口減少の克服・地方創生を構造的な主要課題と捉え、これに的確に対応するため、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」をはじめとする地方創生関連法を制定するとともに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的かつ計画的に取り組むこととしている。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要があることから、本市においては、法の趣旨等を勘案するとともに、地域の特性を活かしたまち・ひと・しごと創生を積極的かつ集中的に推進するため、「四街道市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）及び「四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定する。

2 策定内容

(1) 人口ビジョン

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、総合戦略の策定に当たり、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となるものである。

(2) 総合戦略

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を体系的に示すものであり、その策定に当たっては、国や県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、四街道市総合計画をはじめ、市の関連計画との整合を十分に図るものとする。

3 対象期間

(1) 人口ビジョン

2060年までを対象期間とする。

(2) 総合戦略

2015年度から2019年度までの5年間を対象期間とする。

4 策定体制（別紙1）

(1) 四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部

人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、庁内において目標と課題の共有を図りながら、これを全庁的な取組として進めるため、市長を本部長、副市長を副本部長とする「四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部」を設置する。

(2) 四街道市まち・ひと・しごと創生推進協議会

人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっては、広く関係者の意見等を踏まえることで、地域の特性を活かした戦略とするため、市民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）等で構成する「四街道市まち・ひと・しごと創生推進協議会」を設置する。

(3) 四街道市議会

人口ビジョン及び総合戦略については、その策定に至るまでの各段階において、市議会に対し必要な報告等を行うものとする。

(4) 市民参加等

総合戦略の策定過程においては、四街道市まち・ひと・しごと創生推進協議会への市民の参画をはじめ、市民意識調査や市民意見提出手続（パブリックコメント）等の実施など、幅広く市民等の意見やニーズの把握に努めることとし、これを十分に活かした戦略の策定を目指すものとする。

5 人口ビジョンの構成

(1) 人口の現状分析

本市の人口や年齢構成の変化とその要因等を分析し、様々な仮定の下での将来人口推計を行い比較することで、人口に関する市の今後の課題を明らかにするとともに、人口の変化が市の将来に与える影響を分析・考察する。

(2) 人口の将来展望

人口の現状分析で明らかとなった課題や将来展望に係る調査・分析等を踏まえ、市が目指すべき将来の方向を示すとともに、これによる自然増減や社会増減に関する見通しを立て、将来の人口を展望する。

6 総合戦略の構成

(1) 基本目標

人口ビジョンを踏まえた上で、本市の地域性に応じた政策分野を定めるとともに、分野ごとの基本目標を設定する。なお、これらの設定等に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において定めた政策分野ごとの基本目標を勘案するものとする。

【参考：国における政策分野ごとの基本目標】

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 基本的方向

政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を設定する。

(3) 具体的な施策

政策分野ごとに、計画期間（5年間）において実施する施策を設定する。

(4) 数値目標・重要業績評価指標（KPI）

総合戦略の着実な推進に向け、実施した施策の効果を適切に評価・検証するため、基本目標ごとに数値目標を、具体的な施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定する。なお、数値目標やKPIについては、可能な限りアウトカム（実現すべき成果）に係る指標等を設定する。

7 策定スケジュール（別紙2）

人口ビジョン及び総合戦略は、平成27年中に策定する。なお、策定スケジュールについては、可能な限り工程の前倒しに努めるものとし、早期の策定を目指すものとする。

8 その他

(1) 四街道市総合計画との関係

平成26年度を開始年度とする四街道市総合計画は、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応を主要な目的の一つとし、持続可能で質の高いまちづくりを進めるための指針として策定したものであり、これは、人口減少克服・地方創生を目的とする総合戦略の基本的な考え方を先取りするものである。したがって、本総合戦略は、四街道市総合計画に位置付けられた施策等を継承することを基本とし、さらに、国や県の施策動向等を踏まえて発展させたものとする。

(2) 進行管理

総合戦略においては、その着実な推進を図るため、PDCAサイクルに基づく適切な進行管理を行うものとする。